

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年12月18日

十和田市及び三沢市（以下「甲」という。）と小坂町（以下「乙」という。）は、平成24年10月4日に締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第2(2)を次のように改める。

(2) 移住・交流

① 圏域内への移住の促進

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域外から圏域内への移住の促進を図るため、連携して移住施策に取り組む。	乙と連携して、移住促進に向けた取組を実施する。	甲と連携して、移住促進に向けた取組を実施する。

② 結婚活動の支援

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域における結婚を希望する独身男女の成婚を促進し、定住人口の増加を図るため、連携して結婚活動支援に取り組む。	乙と連携して、圏域の独身男女を対象とした結婚活動支援に取り組む。	甲と連携して、圏域の独身男女を対象とした結婚活動支援に取り組む。

③ 圏域内の交流促進

取組内容	甲の役割	乙の役割
各種イベント情報等を相互に共有・活用することにより、圏域住民の交流の促進及び圏域の活性化を図る。	乙と連携して、圏域内で実施する各種イベントについて、甲の住民への周知宣伝を行い、相互交流を促進する。	甲と連携して、圏域内で実施する各種イベントについて、乙の住民への周知宣伝を行い、相互交流を促進する。

甲 青森県十和田市西十二番町6番1号

十和田市

十和田市長 小山田 久



青森県三沢市桜町一丁目1番38号

三沢市

三沢市長 種市 一正



乙 秋田県鹿角郡小坂町小坂字上谷地41番地1

小坂町

小坂町長 細越 満

